ビジネスインサイド

ビジネスインサイド追加特約付帯テナント総合保険

チャブ保険 | 2022年9月版





ビジネスインサイドは、テナントで事業を営む お客様の財産を取り巻くリスクをまとめて補償します。

テナントで事業を営むお客様の財産を取り巻くリスクは多岐にわたります。

万一、保有する財産に損害が発生した場合、修理費用や再購入費用だけではなく、営業損失が発生する場合もあります。 たとえば、こんなリスクがあります。

火災が発生し店舗内の什器備品が 燃えた。 排水管から漏水が発生し店舗内が 水浸しになり店舗内の商品が販売でき なくなった。

台風で河川が氾濫し、店舗が浸水し 機械類が故障した。

営業時間外に店舗の金庫内にあった 現金を盗まれた。 テラス席に車が衝突し、テラス席の テーブルや椅子が壊れた。 隣の店舗で火災が発生し、自らの店舗 にも燃え移ったため営業ができなくな り営業損失が発生した。

このようなリスクに備えるため

「ビジネスインサイド」(ビジネスインサイド追加特約付帯テナント総合保険) をお勧めいたします。

※ビジネスインサイドはテナント総合保険にビジネスインサイド追加特約をセットした保険商品のペットネームです。

ビジネスインサイドの3つの特長

● 財産と営業損失をまとめて補償

- 1. 設備・什器、商品などの財物損害、事故に伴う各種費用 [物損害補償]
- 2. 事故による休業損失・営業継続費用 [休業損失等補償]
- 3. 直接の仕入れ先や納入先の物件に生じた事故により発生した保険契約者の休業損失 [敷地外利益補償]

2 1つの契約で5敷地まで補償が可能

多店舗経営をされているお客様のために**最大で5敷地まで**の物件を**1契約**にまとめてご契約いただけます。 支払限度額もまとめて設定します。

❸ 簡単なご契約手続き

ビジネスインサイドのご契約手続きはインターネットで完結します。

保険料のお支払いにはクレジットカードをご利用いただけます。

また、ご契約手続き完了後、PDF 保険証券をオンラインで発行することができます。

契約プラン

以下により保険の対象に生じた損害および損失に対して保険金をお支払いします。

補償内容 (物損害補償・休業損失等補償共通)		Plan A	Plan B	Plan C
共通の補償	 火災、落雷、破裂・爆発 風災、雹(ひょう)災、雪災 外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 給排水設備の事故による水濡れ 騒擾(そうじょう)、労働争議による暴力行為、破壊行為 盗難 *1 破損、汚損 *2 などのすべての偶然な事故 ただし、お支払いできない場合を除きます。 	0	0	0
プランにより 異なる補償	● 電気的・機械的事故 *2	X	0	0
	•水災 * ² * ³	X	X	0

• 物損害補償については、以下の点にご注意ください。

- ※1 業務用の通貨および小切手等の盗難については合算で30万円を、また、業務用の預貯金証書の 盗難については300万円を限度とします。
- ※2 これらの事故においては自己負担額として1万円を差し引いた金額をお支払いします。
- ※3 水災保険金は1回の事故につき証券記載の共通支払限度額の30%相当額を限度とします。



お支払いする保険金の種類

1. 物損害補償・費用保険金

保険金の名称	保険金をお支払いする場合・お支払いの条件	お支払いする保険金の額	
損害保険金	保険証券記載の対象施設に保険の対象を保管している間に定める偶然な事故によって損害が生じたときに損害保険金をお支払いします。(建物の損害は補償されません。)	損害にあった財物の再調達価額 [※] と共通限度額のいずれか低い額 ※再調達価額とは同種同型の財物を再度購入するのにかかる金額をいいます。	
通貨等盗難 損害保険金	業務用の通貨・預貯金証書・小切手等(売上金として収受した小切手、商品券、ビール券、図書券で、それらの発行者との決済がされていないものに限ります。)の盗難	1事故につき業務用通貨・小切手 30 万円限度、業務用預貯金 300 万円限度	
損害防止費用	偶然な事故によって損害が生じた際に損害の発生および防止のために 必要または有益な費用を支出したとき	実費 ※弊社が必要又は有益であったと認めた費用	
臨時費用 保険金	損害保険金が支払われるとき (通貨の盗難の場合を除きます。)	損害保険金の 30% (1事故につき 500 万円 限度)	
残存物取り片づ け費用保険金	損害保険金が支払われるとき	実費 (損害保険金の 10%限度)	
失火見舞 費用保険金	対象施設から発生した火災、破裂・爆発により以下の事由が生じたとき • 第三者の所有物の滅失、損傷、汚損 (煙損害または臭気付着の損害を除きます。) • 対象施設と同一建物内にある第三者の営業用施設の1営業日以上の営業休止	1 被災事業者等あたり 20 万円 (1 敷地内ごとに 100 万円限度)	
修理付帯 費用保険金	修理付帯費用保険金火災、落雷、破裂・爆発により保険の対象に損害が生じ、その復旧にあたり、当会社の承認を得て以下の費用を負担したとき・損害の原因および範囲を確定するための調査費用・損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼動するための点検費用、調整費用または試運転費用(副資材または触媒の費用を除きます。) ・損害が生じた保険の対象の仮修理の費用、代替品の賃借費用・損害が生じた保険の対象の代替として使用する、仮設物の設置費用、撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用・損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務・深夜勤務・休日勤務に対する割増賃金の費用	実費 (500 万円が限度)	

2. 事故による休業損失・費用の補償(休業損失等補償)

2. 学以にある作業技术・負用の情質(作業技术・特別)				
補償の種類	保険金をお支払いする場合・お支払いの条件	お支払いする保険金の額		
休業損失補償	次の(1)に記載する施設等の財物が(2)に記載する事故・事由により営業が休止または阻害され、損失が生じたとき (1)施設等の財物 ・対象施設の所在する建物等 ・対象施設の所在する敷地内にある被保険者の占有する物件 ・対象施設の所在する建物に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物等 ・対象施設の所在する建物へ通じる袋小路およびそれに面する建物等 (2)休業の原因となる事故・事由 ①対象施設に生じた偶然な事故による損害 ②対象施設の所在する建物等における犯罪、事件等の異常事態(警察、その他の行政機関による立入禁止、避難命令その他の処置を伴うもの) ③ 不測かつ突発的な事由に起因して財物の損壊が発生し、電気・ガス・熱・水道または電信・電話設備(ユーティリティ)の機能停止・阻害による供給・中継の中断または阻害 ④ 原材料等を直接被保険者に納入する者または製品等を直接被保険者から受け入れる者の占有する物件の別表①に記載した事故	以下の(1)、(2)、(3)の合計額 (1)事故発生直前12ヶ月の復旧期間**1に応当する期間の日額平均粗利益**2×休業日数 **1:12ヶ月限度 **2:事故発生直前12ヶ月の復旧期間に応当する期間において対象施設における営業日数が不足する場合は、実際に営業を行った期間の日額平均粗利益(2)休業日数を短縮するため支出した必要かつ有益な追加費用(当該費用の支出により減少させることができた休業日数に日額平均粗利益を乗じた額が限度) 保険金をお支払いする場合・お支払い条件(2)の④については1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。 (3)偶然な事故によって損害が生じた際、損害の発生および防止のために要した費用		
		のうち、弊社が必要または有益であったと 認めた費用		

営業継続 費用補償

上記の休業損失補償の保険金お支払い条件に掲げる事由により損害を 受け、営業 を継続するために費用を支出したとき 実費*(1事故につき500万円または共通支払限度額のいずれか低い額が限度)

※標準営業収益の減少を防止・軽減するために 復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のう ち、通常要する費用を超えた額

別表①

火災・落雷・破裂・爆発、風災・雹 (ひょう) 災・雪災、外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、給排水設備の事故による水濡れ、騒擾 (そうじょう)・労働争議による暴力行為・破壊行為、ならびに水災

保険契約者、被保険者

•保険契約者:法人のみとなります。(個人事業主の方はご加入いただけません)

• 被保険者:保険契約者

保険の対象:物損害補償条項

保険の対象

- 保険の対象となる施設の建物内に所在する、被保険者が所有する設備、装置、機械、器具、工具、什(じゅう)器または備品
- 保険の対象となる施設の建物内に所在する、商品・原料・材料・仕掛品・半製品・製品・副産物または副資材
- 業務用の通貨、預貯金証書および小切手等。※1 ただし、保険の対象と施設の建物内に所在する間のみ対象とします。
- 保険の対象となる施設の所在地内において、建物外の被保険者の占有部分に設置されている、被保険者が所有する什(じゅう) 器または備品等
- 対象施設を借用している場合は造作、その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備

※1:通貨、預貯金証書及び小切手については盗難によって生じた損害のみ補償します。

保険の対象に含まれないもの

- 自動車・船舶・航空機・看板・動物および植物
- テープ、ディスクおよびドラム等の電子記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- その他保険証券に適用除外物件として記載された物
- 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(とう)、彫刻物 その他の美術品
- 稿本、設計書、図案、雛 (ひな) 型、鋳 (い) 型、木型、紙型、 模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- 有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- 建物外で被保険者の占有部分以外に設置された設備・什 (じゅう) 器等 など

電気的事故ならびに機械的事故の損害には以下の財物を含みません。

- フォークリフト、トラッククレーン、クローラクレーン、スタッカ、クレーマ、リクレーマ、ブルドーザ、パワーショベル等の 自走式の運搬・荷役機械
- コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具

- 溶解炉本体
- 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、断熱材、保温材、ケイ石また はレンガ
- ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類
- 切削工具、研摩工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運 転に供せられる資材
- フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- 鉗子、聴診器、注射器、体温計、水銀柱式血圧計、植込型ペースメーカ、酸素テント、カテーテル、試験管、ピンセット等の器具類、用具類
- 救急用車両、フォークリフト等の自走式の車両、運搬・荷役機械
- 基礎 (アンカーボルトを含みます。)、炉壁 (ボイラの炉壁を除きます。)

保険の対象:休業損失補償条項および営業継続費用補償条項

保険の対象

- 対象施設の所在する建物等
- 対象施設の所在する敷地内にある被保険者の占有する物件
- 対象施設の所在する建物等に隣接するアーケード (屋根おおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。以下同様とします。) またはそのアーケードに面する建物等
- 対象施設の所在する建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等

保険の対象に含まれないもの

- 自動車 (自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が 125cc 以下の原動機付自転車を除きます。)
- 有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、雛 (ひな) 型、鋳 (い) 型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物

など

ご加入いただける事業一覧

お客様の営む事業が以下に該当するかご確認ください。

小売業	百貨店、スーパーマーケット、小売、コンビニエンスストア	
	食料、飲料品 ※弁当屋、デリバリーフード店、総菜屋、仕出し屋、食品・菓子パン製造小売りは、飲食店・デリバリーフード をご選択ください。	
	家庭用電気機械·器具小売	
	家具·建具·建築資材小売	
	スポーツ用品、玩具、楽器小売	
飲食店・ デリバリーフード	喫茶店、レストラン、ビヤホール	
	弁当屋、デリバリーフード店、総菜屋、仕出し屋、食品・菓子パン製造小売り	
	日用雑貨、洋服、寝具、貴金属、ガラス製品、書籍、文房具、時計、陶磁器、レンガ、セメントの販売	
	食料品販売(菓子、パン、果物、肉、等)	
	自動車部品販売	
	自転車販売	
販売·卸売業	家具・建具・畳の販売	
	農業用機械器具販売	
	各種機械器具(産業用加工機械、事務用機器、一般機械器具、光学機器)販売 ※農業機械器具を除く	
	医薬品、工業薬品、香料、染料の販売	
	スポーツ用品、玩具、楽器の販売	
	小、中、高等、大学校、幼稚園、保育所、専門学校、自動車教習所、予備校	
教育·福祉	学習塾	
	老人ホーム、介護施設、託児所、児童養護施設	
病院・研究所・ 実験施	民間化学研究所、実験施設を含み、学校付属のものを除く	
	病院、鍼灸施設	

娯楽・エンター テイメント	映画館、ビデオシアター
	劇場施設運営
	カラオケボックス
	漫画、インターネットカフェ
	フィットネスクラブ (プール施設運営を含まない)
	スポーツ施設(プール施設運営を含まない)
	結婚相談所
	葬儀屋、斎場
	写真館
	レコーディングスタジオ
	レンタルビデオ・レンタルCD店
	理容室、美容室
	銭湯、スーパー銭湯
	結婚式場(ホテル内の結婚式場は除く)
	ペット美容室
	家事代行サービス
	エステティックサロン
サービス業・ その他	公共施設、商工会議所
	不動産業(土地建物売買)
	不動産賃貸管理業
	貸事務所、貸会議室
	土地賃貸業
	広告代理業
	経営コンサルタント
	法律事務所
	ビルメンテナンス
	IT事業(ソフトウェア開発、システム開発、システムインテグレーション、情報処理等)
	労働者派遣業(事務職)
	労働者派遣業(事務職以外)

保険金をお支払いできない主な場合

物損害補償 次のような事由によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

〈全プラン共通〉

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または 重大な過失
- 保険の対象の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質による発火、 爆発、蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、は がれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使
- 核燃料物質、放射性汚染に起因する事故
- 保険の対象の加工着手後に生じた損害
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
- 詐欺または横領
- 保険の対象の置忘れ、紛失または不注意による廃棄
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者による盗取
- 検品・棚卸しの際に発見された数量の不足
- 保険の対象の受渡しの過誤等の事務的・会計的な間違い
- 冷凍 (冷蔵) 装置または設備の破壊、変調または機能停止に起因する 温度変化
- 保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害

- 保険の対象である楽器に生じた弦の切断または打楽器の打皮の破損および音色または音質の変化
- 保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落 (格落損害) による損害
- 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害
- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動
- 保険の対象のうち電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害(ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は除きます。)
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人もしくは同居の 親族が単独で、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、搾取、横 領、背任その他不誠実行為
- 盗難発生後 60 日以内に覚知することができなかった盗難
- 冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊、変調または機能停止に起因する 温度変化によって生じた損害

〈Plan A·B共通〉

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の 水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

(Plan A)

• 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故また は機械的事故によって生じた損害

など

休業損失補償・営業継続費用補償 次のような事由によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

〈全プラン共通〉

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしく は重大な過失または法令違反
- 国または公共機関による法令等の規制
- 復旧または営業の継続に対する妨害
- 差押え、収用、没収、破壊等、国または公共機関の公権力の行使
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火もしくはこれらによる津波
- 核燃料物質、放射能汚染に起因する事故
- 保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその 積載物の衝突または接触
- 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 事故の際の紛失または盗難
- 万引き
- 詐欺または横領
- 冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊、変調、機能停止によって生じた 温度変化
- 製造中または加工中の物に生じた損害
- 腐食、侵食またはキャビテーションの損害および腐食、侵食または キャビテーションに起因してその部分に生じた損害
- 日常の使用もしくは運転に伴う摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果その部分に生じた損害
- 欠陥、自然の消耗、劣化、性質による発火・爆発・蒸れ、変色、変質、 さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、その他類似 の事由またはねずみ食い、虫食いに起因してその部分に生じた損害
- 発酵または自然発熱の損害
- 動物または植物に生じた損害

- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- 保険契約者または被保険者の使用人の故意によって生じた損害
- 修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害

〈水漏れによる損失固有のお支払いしない場合〉

- 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動
- 屋根、扉、窓、通風筒等からの雨または雪等の吹き込み
- 保険契約者または被保険者の使用人の故意
- 修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣

〈ユーティリティの中断による損失固有のお支払いしない場合〉

- ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- 賃貸借契約等の契約または各種免許の失効、解除または中断
- 労働争議
- 脅迫行為
- 水源の汚染、渇水または水不足

〈Plan A·B共通〉

• 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の 水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害

⟨Plan A⟩

• 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故また は機械的事故によって生じた損害

など

共通支払限度額の設定方法について

この保険は、共通支払限度額を限度として、再調達価額 (新価)を基準に、実際の損害額を保険金としてお支払いします。ご契約いただく際には、事故が発生した場合に充分な補償が受けられますよう、保険の対象の評価額を基準に共通支払限度額を設定してください。また、休業損失等補償が付帯される契約では、12ヶ月間の粗利益や営業を継続するための費用を加算して共通支払限度額を設定する必要があります。共通支払限度額が実際の財産の金額と粗利益の合計金額に不足する場合は支払い保険金が削減される場合がございます。

残存共通支払限度額について

弊社が物損害補償、休業損失補償または営業継続費用補償の保険金をお支払いした場合には、共通支払限度額からお支払いした保険金の額を差し引いた残額が、損害が生じた時以降の保険期間に対する共通支払限度額となります。

ただし、物損害補償条項で支払われる通貨等盗難損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片付け費用保険金、失火見舞費用保険金、修理付帯費用保険金、物損害補償条項・休業損失補償条項で支払われる損害防止義務および損害防止費用は、共通支払限度額の適用は受けません。

- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、テナント総合保険普通保険約款・特約集、重要事項説明書をご参照ください。ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ビジネスインサイドは、「テナント総合保険」のペットネームです

取扱代理店

エムエスティ保険サービス株式会社

〒163-1537 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー TEL 03-3340-3329

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) P&C 本部

〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山 TEL 03-6364-7140(代) www.chubb.com/jp

